

茨木市自主防災組織防災資機材貸与要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市自主防災組織の登録に関する要綱（平成23年5月12日実施）に基づき本市に登録されている自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）に対し、組織の育成及び災害時の活動に伴う資機材の支援策として、市が防災資機材を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与資機材)

第2 貸与する防災資機材は、別表に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内で同表に掲げる防災資機材を変更し、又は追加することができる。

(申請)

第3 防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織は、茨木市自主防災組織防災資機材貸与申請書（様式第1号）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(決定及び貸与)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において貸与を決定し、申請者に対し、茨木市自主防災組織防災資機材貸与決定通知書（様式第2号）により通知するとともに防災資機材を貸与する。

2 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織（以下「貸与団体」という。）は、茨木市自主防災組織防災資機材貸与受領書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(貸与期間)

第5 防災資機材の貸与期間は、貸与した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市が防災資機材の貸与を継続して行っている場合で、前項の規定による貸与期間が終了する2か月前までに、貸与団体から何ら返却の意思表示がないときは、貸与期間は自動的に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(貸与団体の義務)

第6 貸与団体は、防災資機材を適正に管理しなければならない。

2 貸与団体は、防災資機材を第1の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

3 貸与団体は、防災資機材を損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に報告し、茨木市自主防災組織防災資機材損傷（滅失）届出書（様式第4号）を指定された期日までに提出しなければならない。

4 貸与団体は、防災資機材を返却するときは、茨木市自主防災組織防災資機材返却届出書（様式第5号）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。
（費用負担）

第7 防災資機材の維持管理に要する費用は、原則として市が負担するものとする。ただし、小型動力ポンプ及び小型発電機を除く防災資機材に使用する乾電池等の消耗品の交換及び補充に要する費用は、貸与団体が負担するものとする。
（貸与の中止及び返却）

第8 市長は、貸与団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、防災資機材の貸与を中止し、当該防災資機材の全部又は一部を返却させることができる。

- (1) 解散するとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により防災資機材の貸与を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（損害賠償）

第9 貸与団体は、故意又は重大な過失により防災資機材を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第2関係）

防災資機材一覧

	防災資機材	数量	備考
1	電池式ハンドマイク	2	サイレン付き
2	折りたたみ式リヤカー	1	ノーパンク型
3	折りたたみ式担架	2	四つ折型
4	絶縁ボルトクリッパー	2	60センチメートル
5	コードリール	2	30メートル、防雨型
6	ライト	2	ラジオ付き
7	ヘルメット	60	F R P 製
8	消火バケツ	60	8リットル入り
9	小型動力ポンプ	1	C - 1 級
10	消防用ホース	8	直径40ミリメートル×長さ20メートル
11	スコップ	5	剣先型又は平型
12	トラロープ	1	200メートル
13	掛け矢	2	直径15センチメートル
14	はしご兼脚立	1	二つ折り（全長2.4メートル）
15	ブルーシート	5	3.6メートル×5.4メートル
16	一輪車	2	ノーパンク型、浅型又は深型
17	三角巾	60	105センチメートル×105センチメートル
18	軍手	300	綿、白
19	小型発電機	1	500ボルトアンペア、携行缶（10リットル）付き
20	三脚	1	
21	投光器	1	
22	自主防災会旗	1	棒付き
23	ジャンパー又はベスト	100	自主防災組織の人数に応じて貸与、上限100着
24	アポロキャップ	100	自主防災組織の人数に応じて貸与、上限100個
25	災害用救助道具セット	1	
	(1) 組立式長尺バール	1	205センチメートル、角パイプ

	(2)	穴あけスコップ	1	土壁、屋根瓦、床等粉砕用
	(3)	粉砕用ハンマー	1	ブロック、ALC壁等粉砕用
	(4)	レバーホイスト	1	荷重500キログラム
	(5)	つるはし	1	土壁、床等粉砕用、釘抜き付き
	(6)	油圧ジャッキ	1	2トン用
	(7)	切断道具セット	1	木工のこぎり、鉄工のこぎり
	(8)	ロープセット	1	ワイヤーロープ、トラックロープ
	(9)	かませ木セット	1	
	(10)	防護用品セット	1	ゴーグル、マスク、皮手袋、フラッシュライト
	(11)	救急用品セット	1	三角巾、さらし、止血バンド、包帯、傷テープ
	(12)	工具類セット	1	ハンマー、レンチ、たがね、カッター、はさみ
26		防災資機材の収納保管庫	1	間口2.6メートル×奥行2.2メートル×高さ2メートル

様式第1号（第3関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市自主防災組織防災資機材貸与申請書

防災資機材の貸与について、次のとおり申請します。

- 1 防災資機材保管場所
- 2 備考

様式第2号（第4関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨 木 市 長



茨木市自主防災組織防災資機材貸与決定通知書

年 月 日付け申請の自主防災組織に対する防災資機材の貸与に
ついで、次のとおり貸与することを決定しましたので通知します。

- 1 条件
- 2 保管場所
- 3 貸与物品 別紙明細書のとおり

様式第3号（第4関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市自主防災組織防災資機材貸与受領書

防災資機材について、次のとおり受領しました。

1 受領年月日

2 受領者住所

3 受領者氏名

㊟

（自署の場合は押印不要）

4 備考

様式第4号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名



（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市自主防災組織防災資機材損傷（滅失）届出書

防災資機材の損傷（滅失）について、次のとおり届け出ます。

- 1 損傷（滅失）資機材名
- 2 損傷（滅失）理由等
 - (1) 日時
 - (2) 場所
 - (3) 理由
- 3 備考

様式第5号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市自主防災組織防災資機材返却届出書

防災資機材の返却について、次のとおり届け出ます。

1 返却理由

2 備考